

官報号外 昭和三十四年四月一日

○第三十一回 衆議院会議録 第三十四号

昭和三十四年四月一日(水曜日)

議事日程 第三十号

昭和三十四年四月一日

午後三時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第一 中小企業退職金共済法案(内閣提出)

日程第二 消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 永年在職の議員水谷長三郎君に対する件(議長発議)

○議長(加藤謙五郎君) お詫びいたしま。本院議員として在職二十五年に達せられました水谷長三郎君に対し、先例により、院議をもつてその功労を表彰いたしたいと存じます。表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○本日の会議に付した案件
永年在職の議員水谷長三郎君に対し、院議をもつて功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任する件(議長発議)

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 中小企業退職金共済法案(内閣提出)

日程第三 消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(加藤謙五郎君) これより会議を開きます。

この贈呈方は議長において取り計らいます。

この際、水谷長三郎君から発言を認められております。これを許します。水谷長三郎君。

〔水谷長三郎君登壇〕

○水谷長三郎君 つつしんで、こあいさつを申し述べます。

このたび、私が社会主義陣営において初めて満二十五年間本院議員に在職いたしましたところ、ただいま院議をもつて御丁重なる表彰の御決議をいたしました。まことに身に余る光榮であります。厚く御礼を申し上げます。(拍手)

今日を契機といたしまして、不肖ながら、今後、皆様の御指導と国民各位の御支持を得まして、余命を、わが國の議会政治を通して平和の確立と民主主義の発展、国民生活の向上にささげ、民主社会主義者の誠を尽す覚悟であります。(拍手)

ここに、衷心より感謝の意を表して、ございさつといたす次第でござい

ます。(拍手)

わが師河上肇博士が疾風怒濤の過去を顧みておられた「たどりつき振り返り見ました。私としては、及ばずながら、平和にして良心的な民主社会主義者として終始いたしましたが、それも、しょせんは「風にそよぐ一本のアシ」にすぎず、戦前、戦中の政治家として、たとい戦犯、追放にならずといえども、戦争に対する責任は甘んじて受けなければなりません。(拍手)われわれは、断じて「この道はいつか来た道」のあやまちを再び繰り返してはなりません。(拍手)

頗るれば、私が初めて本院議員に当選いたしましたのは、無産階級が初めて議会に進出の機会を得ました昭和三年の普通選舉第一回のことでありました。(拍手)あれから三十余年、ふつつかながらも、社会主義の大道を一筋に生きて参りました。今日の私の感慨は、

税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、その批准について承諾を求めるため別途提案いたしましたが、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要すると認められるものについて、所要の立法措置を講じようとするものであります。

本案の大要是次の通りであります。

まず第一に、わが国及びデンマーク両国とも、国内に恒久的施設を有しない非居住者に対して支払われる利子所得等につきましては、百分の十五をこえる税率で課税をしてはならないこととしておりますが、わが国の所得税法では、これら利子所得等に対する税率は百分の二十となっておりますので、条約の適用のある場合には、所得税の税率を百分の十五に軽減することとしております。

第二は、特許権等の譲渡により生ずる所得に対する所得税法及び法人税法の特例であります。すなわち、わが国及びデンマーク両国とも、国内に恒久的施設を有しない非居住者の特許権等の譲渡による所得に対する租税は、収入金額の百分の十五をこえてはならぬこととしております。従つて、条約の適用のある場合で、これら所得に対するわが国の税法による税負担が、取

入金額の百分の十五をこえることとなるときは、これを収入金額の百分の十五に軽減することといたしております。

本案につきましては、昨三十一日質疑を終了し、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(加藤謙五郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

中小企業退職金共済法案 内閣總理大臣 岸 信介

右
国会に提出する。

昭和三十四年二月三日

中 小 企 業 退 職 金 共 済 法 案

る退職金共済制度を確立し、もつてこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。

雇金共済契約により事業団がその退職について退職金を支給すべき者をいう。

第二章 退職金共済契約

(定義)

第二条 この法律で「中小企業者」とは、常時雇用する従業員の数が百人(金融業若しくは保険業、不動産業、卸売業若しくは小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については、三十人)をこえない事業主(國、地方公共團体その他労働省令で定めるこれらに準ずる者を除く。)をいう。

2 現に退職金共済契約の被共済者である者については、その者を被共済者とする新たな退職金共済契約を締結することができない。

3 事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職金共済契約の締結を拒絶してはならない。

一 契約の申込者が第八条第二項第一号の規定により退職金共済契約を解除され、その解除の日から六月を経過しない者であるとき。

二 当該申込に係る被共済者が第八条第二項第三号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者であつて、その解除の日から一年を経過しないものであるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める正当な理由があるとき。

4 この法律で「共済契約者」とは、事業主をいふ。

5 この法律で「被共済者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいふ。

日程第二 中小企業退職金共済法 案(内閣提出)

日程第三 消費生活協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第二、中小企業退職金共済法案(内閣提出)

第一章 総則(第六十一条—第六十五条)

第二章 退職金共済契約(第三条—第二十三条)

第三章 共済契約者及び被共済者(第二十四条—第二十七条)

第四章 中小企業退職金共済事業団(第二十八条—第六十一条)

第五章 國の補助(第六十二条)

第六章 雜則(第六十二条—第六十五条)

第七章 罰則(第六十六条—第六十九条)

附則 第一章 総則(目的)

勞働委員会理事大坪保雄君。

第一條 この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基き、その拠出によ

第四条 退職金共済契約は、被共済者ごとに、掛金月額を定めて締結するものとする。

2 掛金月額は、被共済者一人につき、二百円以上千円以下でなければならない。

3 掛金月額には、百円未満の端数があつてはならない。

(被共済者等の受益)

第五条 被共済者及びその遺族は、当然退職金共済契約の利益を受けられる。

第六条 退職金共済契約の申込は、被共済者の氏名及び掛金月額を明らかにし、かつ、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

2 申込金は、退職金共済契約が充當する。

3 事業団は、退職金共済契約の締結を拒絶したときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。

(契約の成立)

2 申込月には、被共済者及びその遺族は、被共済者の氏名及び掛金月額を明らかにし、かつ、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

2 申込月には、被共済者及びその遺族は、被共済者の氏名及び掛金月額を明らかにし、かつ、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

3 事業団は、退職金共済契約の締結を拒絶したときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。

(契約の成立)

2 申込月には、被共済者及びその遺族は、被共済者の氏名及び掛金月額を明らかにし、かつ、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

2 申込月には、被共済者及びその遺族は、被共済者の氏名及び掛金月額を明らかにし、かつ、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

第七条 退職金共済契約は、事業団がその申込を承諾したときは、その申込の日において成立したもの

とみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

2 退職金共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済者に通知しなければならない。

3 事業団は、退職金共済契約の成立後遅滞なく、共済契約者に退職金共済手帳を交付しなければならない。

3 事業団は、退職金等の支給を受けたとき。

で定める正当な理由がある場合を除く。)。

二 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき。

三 被共済者が偽りその他不正の行為によつて退職金又は解約手

金(以下「退職金等」という。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3 前二項の申込は、被共済者の氏名及び增加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

2 二百円をこえる掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ同表の額を明らかにしてしなければならない。

2 二百円をこえる掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ同表の額を明らかにしてしなければならない。

3 前二項の申込は、被共済者の氏名及び增加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

2 二百円をこえる掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ同表の額を明らかにしてしなければならない。

3 前二項の申込は、被共済者の氏名及び增加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

2 二百円をこえる掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ同表の額を明らかにしてしなければならない。

3 前二項の規定は、退職金共済契約の解除について準用する。

2 退職金の額は、次の各号により計算して得た金額の合算額とする。

1 掛金納付月数に応じ別表第一の中欄に定める金額(掛金納付

月数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主である。

1 配偶者(届出をしていない者を含む。)

2 事業団は、共済契約者からの掛け金月額の減少の申込については、前条第三項各号に掲げる場合を

除き、これを承諾してはならない。

3 前二項の申込は、被共済者の氏名及び增加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

2 二百円をこえる掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に応じ同表の額を明らかにしてしなければならない。

3 前二項の規定は、退職金共済契約の解除について準用する。

2 退職金の額は、次の各号により計算して得た金額の合算額とする。

1 掛金納付月数に応じ別表第一の中欄に定める金額(掛金納付

月数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主である。

1 配偶者(届出をしていない者を含む。)

2 事業団は、共済契約者からの掛け金月額の減少の申込については、前条第三項各号に掲げる場合を

期間に係る掛け金納付月数に応じ同表の中欄に定める金額からその下欄に定める金額の二倍の額を減じて得た額を加算した金額

を定める正当な理由がある場合を除く。)。

二 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき。

三 被共済者が偽りその他不正の行為によつて退職金又は解約手

金(以下「退職金等」という。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3 前二項の申込は、被共済者の氏名及び增加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

2 二百円をこえる掛け金月額について、その百円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ同表の額を明らかにしてしなければならない。

3 前二項の申込は、被共済者の氏名及び增加後又は減少後の掛け金月額を明らかにしてしなければならない。

2 二百円をこえる掛け金月額について、その百円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ同表の額を明らかにしてしなければならない。

3 前二項の申込は、被共済者の氏名及び增加後又は減少後の掛け金月額を明らかにしてしなければならない。

2 二百円をこえる掛け金月額について、その百円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ同表の額を明らかにしてしなければならない。

3 前二項の規定は、退職金共済契約の解除について準用する。

2 退職金の額は、次の各号により計算して得た金額の合算額とする。

1 掛金納付月数に応じ別表第一の中欄に定める金額(掛け金納付

月数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主である。

1 配偶者(届出をしていない者を含む。)

2 事業団は、共済契約者からの掛け金月額の減少の申込については、前条第三項各号に掲げる場合を

期間に係る掛け金納付月数に応じ同表の中欄に定める金額からその下欄に定める金額の二倍の額を減じて得た額を加算した金額

を定める正当な理由がある場合を除く。)。

二 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき。

三 被共済者が偽りその他不正の行為によつて退職金又は解約手

金(以下「退職金等」という。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3 前二項の申込は、被共済者の氏名及び增加後又は減少後の掛け金月額を明らかにしてしなければならない。

2 二百円をこえる掛け金月額について、その百円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ同表の額を明らかにしてしなければならない。

3 前二項の申込は、被共済者の氏名及び增加後又は減少後の掛け金月額を明らかにしてしなければならない。

2 二百円をこえる掛け金月額について、その百円ごとに、掛け金の納付があつた月数に応じ同表の額を明らかにしてしなければならない。

3 前二項の規定は、退職金共済契約の解除について準用する。

2 退職金の額は、次の各号により計算して得た金額の合算額とする。

1 掛金納付月数に応じ別表第一の中欄に定める金額(掛け金納付

月数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主である。

1 配偶者(届出をしていない者を含む。)

2 事業団は、共済契約者からの掛け金月額の減少の申込については、前条第三項各号に掲げる場合を

主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持している親族

亡前に、その者の死[一]によつて退職金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

(解約手当金)

第十三条 退職金共済契約が解除されたときは、事業団は、被共済者に解約手当金を支給する。

第十四条 被共済者が退職した後六月以内に、退職金を請求しないで再び当該中小企業者又は労働省令で定めるその者と類似の事業を行う中小企業者に雇用されて被共済者となり、かつ、その者の申出があつた場合であつて、その退職が当該被共済者の責に帰すべき事由又はその都合によるものでないと労働大臣が認めたときは、労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。

第十五条 未成年者である被共済者は、独立して、当該退職金共済契約に係る退職金等を請求することに返還すべき金額があるときは、事業団は、その退職金等とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

(割増金)

第二十条 事業団は、納付期限後に掛金を納付する共済契約者に対して、割増金を納付させることができる。

第二十一条 事業団は、常時五人未満の従業員を雇用する共済契約については、労働省令で定めることにより、三月の範囲内で第十八条第一項の納付期限を延長することができる。

第二十二条 故意の犯罪行為により被共済者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、退職金を受け取ることができない。被共済者の死

2 事業団は、天災その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

(時効)
第二十二条 退職金等の支給を受けける権利は五年間、掛金の納付を受ける権利及び掛金又は申込金の返還を受ける権利は二年間行われないときは、時効によつて消滅する。

2 退職金の支給を受ける権利を有する遺族が先順位者又は同順位者の生死又は所在が不明であるために退職金の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるととなつた日から六ヶ月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

(期間計算の特例)

第二十三条 退職金等の請求又は掛金若しくは申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行われたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

2 共済契約者は、被共済者が退職金共済手帳を提示しなければならない。

第三章 共済契約者及び被共済者
(退職金共済手帳の提示等)

第二十四条 共済契約者は、被共済者から要求があつたときは、退職金共済手帳を提示しなければならない。

2 共済契約者は、被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、退滞なく、退職金共済手帳を被共済者又はその遺族若しくは相続人に交付しなければならない。

3 共済契約者は、被共済者又はその遺族若しくは相続人が退職金等の支給を受けるために必要な証明書を請求したときは、遅滞なく、これを交付しなければならない。

(不利益取扱の禁止)
第二十五条 中小企業者は、退職金共済契約に關し、従業員に対して不当な差別的取扱をしてはならない。

(届出)
第二十六条 共済契約者は、中小企業者でない事業主となつたときは、又は被共済者が退職したときは、

2 前項の規定により登記しなけれ

ばならない事項は、登記の後でなければならぬ。

(報告等)
第二十七条 事業団は、業務の執行に必要な限度において、共済契約者又は被共済者に対して、報告又は文書の提出を求めることができる。

第三十二条 事業団でない者は、中

小企業退職金共済事業団といふ名稱を用いてはならない。

(名称使用の制限)
第三十三条 事業団の任期は、四年と

は、前任者の残任期間とする。

第三十七条 役員の任期は、四年と

は、前任者の残任期間とする。

第三十八条 国会議員、國家公務員

第三十九条 労働大臣又は理

事長は、再任されることができ

る。

第四十条 役員の欠格条項

第三十一条 事業団に、役員として

第三十二条 理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

第三十三条 理事長は、事業団を代

りて、理事長一人、理事四人以内及

び監事二人以内を置く。

第三十四条 事業団に、役員として

第三十五条 理事長は、事業団を代

りて、理事長一人、理事四人以内及

び監事二人以内を置く。

第三十六条 理事長は、事業団を代

りて、理事長一人、理事四人以内及

ばならない事項は、登記の後でなければならぬ。

第三十六条 理事長及び監事は、勞働大臣が任命する。

2 理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。

第三十七条 役員の任期は、四年と

は、前任者の残任期間とする。

第三十八条 国会議員、國家公務員

第三十九条 労働大臣又は理

事長は、再任されることができ

る。

第四十条 役員の欠格条項

第三十一条 事業団に、役員として

第三十二条 理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

第三十三条 理事長は、事業団を代

りて、理事長一人、理事四人以内及

び監事二人以内を置く。

第三十四条 事業団に、役員として

第三十五条 理事長は、事業団を代

りて、理事長一人、理事四人以内及

び監事二人以内を置く。

ばならない事項は、登記の後でなければならぬ。

の一に該当するときは、その他役員

たるに適しないと認めるときは、

その役員を解任することができ

る。

一心身の故障のため職務の執行

に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると

き。

3 理事長は、前項の規定により理

事を解任しようとするときは、労

働大臣の認可を受けなければなら

ない。

(役員の兼職禁止)

第四十条 役員は、営利を目的とす

る団体の役員となり、又は自ら營

利事業に従事してはならない。た

だし、労働大臣の承認を受けたと

きは、この限りでない。

(代表権の制限)

第四十一条 事業団と理事長との利

益が相反する事項については、理

事長は、代表権を有しない。この

場合には、監事が事業団を代表す

る。

(職員の任命)

第四十二条 事業団の職員は、理事

長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第四十三条 役員及び職員は、刑法

(明治四十年法律第四十五号)その

他の罰則の適用については、法令

により公務に従事する職員とみな

す。

(業務の範囲)

第四十四条 事業団は、第二十八条

の目的を達成するため、次の業務

を行ふ。

一 この法律の規定による中小企

業退職金共済事業を行うこと。

二 保健、保養又は教養のための

施設の経営を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯す

る業務を行うこと。

2 前項第二号に掲げる業務は、同

項第一号に掲げる業務の円滑な運

営を妨げず、かつ、事業団の資産

の安全で効率的な運用を害しない

範囲内で行われなければならない。

(業務方法書)

第四十五条 事業団は、業務開始の

際、業務方法書を作成し、労働大

臣の認可を受けなければならな

い。これを変更しようとするとき

も、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき

事項は、労働省令で定める。

(業務の委託)

第四十六条 事業団は、労働大臣の

認可を受けて、金融機関に対し

て、退職金等の支給並びに掛金及

び申込金の収納及び返還に關する

業務の一部を委託することができ

る。

2 事業団は、労働大臣の認可を受

けて、事業協同組合、中小企業團

体中央会、商工会議所その他の事

業主の団体に對して、調査、広報

その他その業務(前項に規定する

ものを除く。)の一部を委託するこ

とができる。

2 事業団は、前項の規定により財

務諸表を労働大臣に提出するとき

は、これに予算の区分に従い作成

した当該事業年度の決算報告書並

びに財務諸表及び決算報告書に關

する監事の意見書を添附しなけれ

ばならない。

(利益及び損失の処理)

第五十一条 事業団は、毎事業年

度、損益計算において利益を生じ

たときは、前事業年度から繰り越

した損失をうめ、なお残余がある

ときは、その残余の額は、積立

金として整理しなければならな

い。

(決算)

第四十九条 事業団は、毎事業年度

の決算を翌年度の七月三十一日ま

でに完結しなければならない。

(財務諸表)

第五十条 事業団は、毎事業年度、

財産目録、貸借対照表及び損益計

算書(以下この条において「財務

諸表」といふ。)を作成し、決算完

結後二月以内に労働大臣に提出

し、その承認を受けなければなら

ない。

2 事業団は、前項の規定により財

務諸表を労働大臣に提出するとき

は、これに予算の区分に従い作成

した当該事業年度の決算報告書並

びに財務諸表及び決算報告書に關

する監事の意見書を添附しなけれ

ばならない。

(余裕金の運用)

第五十二条 事業団は、借入金をし

てはならない。ただし、第四十四

条第一項第一号に掲げる業務を行

うため必要な場合において、あら

かじめ、労働大臣の承認を受けた

ときは、この限りでない。

(借入金の制限)

第五十三条 事業団は、業務上の余

裕金を運用するにあたつては、第

三項に規定するもののはか、次の

各号に掲げる方法以外の方法によ

つてはならない。

2 事業団は、毎事業年度

度、予算及び事業計画を作成し、

事業年度開始前に労働大臣の認可

を受けなければならない。これを

変更しようとするときは、同様とす

る。

2 事業団は、毎事業年度

度、予算及び事業計画を作成し、

事業年度開始前に労働大臣の認可

を受けなければならない。これを

変更しようとするときは、同様とす

る。

2 事業団は、毎事業年度

度、予算及び事業計画を作成し、

事業年度開始前に労働大臣の認可

を受けなければならない。これを

変更しようとするときは、同様とす

る。

算において損失を生じたときは、

前項の規定による積立金を減額し

て整理しなければならない。

は、その不足額は、繰越欠損金と

して整理しなければならない。

算において損失を生じたときは、

前項の規定による積立金を減額し

て整理しなければならない。

は、その不足額は、繰越欠損金と

して整理しなければならない。

あるのは「運輸省令」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「海運局長」とする。

第六十五条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）は、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、事業団又は退職金等の支給を受ける権利を有する者に対して、被共済者又は退職者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

第七章 罰則

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項（第八条第五項及び第九条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十四条の規定に違反した者

二 第二十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

あるのは「運輸省令」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「海運局長」とする。

（戸籍書類の無料証明）

第六十五条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

業務に関する、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対しても、

同条の刑を科する。

第六十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした

事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により労働大臣又は労働大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第三十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを意つたとき。

三 第四十四条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

一 第七条第二項（第八条第五項及び第九条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十四条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

二 第二十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第五十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十九条 第三十二条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（事業団の設立）

第一条 労働大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又

は監事に任命されたものとする。

第六条 事業団の最初の事業年度は、第四十七条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るもの

とする。

第七条 事業団の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第

名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

あるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（從前の積立事業についての取扱）

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継を受けたときは、通常な

く、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

（以下この条において「積立事業」といふ。）で労働省令で定める基準とによつて成立する。

2 事業団は、設立の登記をするこ

とに適合すると労働大臣が認定するものに参加している中小企業者が、

同号の業務の開始の日から一年以内に当該従業員を被共済者として

退職金共済契約を締結し、その退職金共済契約の効力の生じた日から三月以内に、労働省令で定める

ところにより、当該従業員について当該積立事業に積み立てられて

いる金額の範囲内で、別表第二の上欄に定める金額に掛金月額を百

円で除した数を乗じて得た金額を

事業団に納付したときは、その下欄に定める月数を掛金納付月数に

通算するものとする。この場合に

おいて、通算すべき月数は、当該従業員について中小企業者が積立

事業に参加して いた期間の月数

(その期間の月数が六十月をこえ
るときは、六十月)をこえること
ができる。

2 労働大臣は、前項の規定により
積立事業の認定の基準に関する勞
働省令を定めようとするときは、
大蔵大臣及び通商産業大臣と協議
しなければならない。

(登録税法の一部改正)
第九条 登録税法(明治二十九年法
律第二十七号)の一部を次のよう
に改正する。

第十九条第七号中「労働福祉事
業団」を、「中小企業退職金共
済事業団」の下に、「中小企業退職金共
済事業団」を、「労働福祉事業団法」
の下に、「中小企業退職金共済法」
を加える。

第十九条第二十七号の次に次の
一号を加える。

二十七ノ二 中小企業退職金共
済事業団が中小企業退職金共
済法第四十四条第一項第一号
又ハ第二号ノ業務ノ用ニ供ス
ル建物又ハ土地ノ権利ノ取得
又ハ所有権ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)
第十一条 印紙税法(明治三十一年法

律第五十四号)の一部を次のよう
に改正する。

第五条第六号ノ十一ノ三の次に
次の一号を加える。

六ノ十一ノ四 中小企業退職金
共済事業団ノ中小企業退職金

共済法第七条第三項ニ基キテ
発スル退職金共済手帳又ハ同
法第十条ノ退職金若ハ同法第
三十三条ノ解約手当金ニ譲スル
証書、帳簿

(所得税法の一部改正)
第十二条 所得税法(昭和二十二年
法律第二十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十三条 第二項中第四号の二を第
四号の四とし、第四号の二の次に
次の一号を加える。

四の三 中小企業退職金共済法
(昭和三十四年法律第一号)
による中小企業退職金共済事
業に關する」と。

(労働省設置法の一部改正)

第十四条 労働省設置法(昭和二十
四年法律第百六十二号)の一部を
次のように改正する。

第十九条第十九号の三の次に次の
一号を加える。

十九の四 中小企業退職金共済
法(昭和三十四年法律第一号)

号)に基いて、中小企業退職
金共済事業団に対し、認可、
承認その他監督を行ふ」と。
うに改正する。

第五条第一項第四号中「並びに
第六号の次に次の一号を加える。

「農林漁業団体職員共済組合並
びに中小企業退職金共済事業団」

びに中小企業退職金共済事業団
に改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)
二十三年法律第八十三号)の一部
を次のように改正する。

第十三条 中小企業庁設置法(昭和
二十三年法律第八十三号)の一部
を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中
「並びに農林漁業団体職員共済組
合」を、「農林漁業団体職員共済組
合並びに中小企業退職金共済事業
団」に改める。

別表第一

付月金額	金額
二月	七〇円
三月	八〇円
四月	九〇円
五月	一〇〇円
六月	一一〇円
七月	一二〇円
八月	一三〇円
九月	一四〇円
十月	一五〇円
十一月	一六〇円
一二月	一七〇円
一月	一八〇円
二月	一九〇円
三月	二〇〇円
四月	二一〇円
五月	二二〇円
六月	二三〇円
七月	二四〇円
八月	二五〇円
九月	二六〇円
十月	二七〇円
十一月	二八〇円
一二月	二九〇円
一月	三〇〇円
二月	三一〇円
三月	三二〇円
四月	三三〇円
五月	三四〇円
六月	三五〇円
七月	三六〇円
八月	三七〇円
九月	三八〇円
十月	三九〇円
十一月	四〇〇円
一二月	四一〇円
一月	四二〇円
二月	四三〇円
三月	四四〇円
四月	四五〇円
五月	四五〇円
六月	四六〇円
七月	四七〇円
八月	四八〇円
九月	四九〇円
十月	五〇〇円
一一月	五一〇円
一二月	五二〇円
一月	五三〇円
二月	五四〇円
三月	五五〇円
四月	五六〇円
五月	五七〇円
六月	五八〇円
七月	五九〇円
八月	六〇〇円
九月	六一〇円
十月	六二〇円
一一月	六三〇円
一二月	六四〇円
一月	六五〇円
二月	六六〇円
三月	六七〇円
四月	六八〇円
五月	六九〇円
六月	七〇〇円
七月	七一〇円
八月	七二〇円
九月	七三〇円
十月	七四〇円
一一月	七五〇円
一二月	七六〇円
一月	七七〇円
二月	七八〇円
三月	七九〇円
四月	八〇〇円
五月	八一〇円
六月	八二〇円
七月	八三〇円
八月	八四〇円
九月	八五〇円
十月	八六〇円
一一月	八七〇円
一二月	八八〇円
一月	八九〇円
二月	九〇〇円
三月	九一〇円
四月	九二〇円
五月	九三〇円
六月	九四〇円
七月	九五〇円
八月	九六〇円
九月	九七〇円
十月	九八〇円
一一月	九九〇円
一二月	一〇〇円
一月	一〇一〇円
二月	一〇二〇円
三月	一〇三〇円
四月	一〇四〇円
五月	一〇五〇円
六月	一〇六〇円
七月	一〇七〇円
八月	一〇八〇円
九月	一〇九〇円
十月	一〇一〇円
一一月	一〇二〇円
一二月	一〇三〇円
一月	一〇四〇円
二月	一〇五〇円
三月	一〇六〇円
四月	一〇七〇円
五月	一〇八〇円
六月	一〇九〇円
七月	一〇一〇円
八月	一〇二〇円
九月	一〇三〇円
十月	一〇四〇円
一一月	一〇五〇円
一二月	一〇六〇円
一月	一〇七〇円
二月	一〇八〇円
三月	一〇九〇円
四月	一〇一〇円
五月	一〇二〇円
六月	一〇三〇円
七月	一〇四〇円
八月	一〇五〇円
九月	一〇六〇円
十月	一〇七〇円
一一月	一〇八〇円
一二月	一〇九〇円
一月	一〇一〇円
二月	一〇二〇円
三月	一〇三〇円
四月	一〇四〇円
五月	一〇五〇円
六月	一〇六〇円
七月	一〇七〇円
八月	一〇八〇円
九月	一〇九〇円
十月	一〇一〇円
一一月	一〇二〇円
一二月	一〇三〇円
一月	一〇四〇円
二月	一〇五〇円
三月	一〇六〇円
四月	一〇七〇円
五月	一〇八〇円
六月	一〇九〇円
七月	一〇一〇円
八月	一〇二〇円
九月	一〇三〇円
十月	一〇四〇円
一一月	一〇五〇円
一二月	一〇六〇円
一月	一〇七〇円
二月	一〇八〇円
三月	一〇九〇円
四月	一〇一〇円
五月	一〇二〇円
六月	一〇三〇円
七月	一〇四〇円
八月	一〇五〇円
九月	一〇六〇円
十月	一〇七〇円
一一月	一〇八〇円
一二月	一〇九〇円
一月	一〇一〇円
二月	一〇二〇円
三月	一〇三〇円
四月	一〇四〇円
五月	一〇五〇円
六月	一〇六〇円
七月	一〇七〇円
八月	一〇八〇円
九月	一〇九〇円
十月	一〇一〇円
一一月	一〇二〇円
一二月	一〇三〇円
一月	一〇四〇円
二月	一〇五〇円
三月	一〇六〇円
四月	一〇七〇円
五月	一〇八〇円
六月	一〇九〇円
七月	一〇一〇円
八月	一〇二〇円
九月	一〇三〇円
十月	一〇四〇円
一一月	一〇五〇円
一二月	一〇六〇円
一月	一〇七〇円
二月	一〇八〇円
三月	一〇九〇円
四月	一〇一〇円
五月	一〇二〇円
六月	一〇三〇円
七月	一〇四〇円
八月	一〇五〇円
九月	一〇六〇円
十月	一〇七〇円
一一月	一〇八〇円
一二月	一〇九〇円
一月	一〇一〇円
二月	一〇二〇円
三月	一〇三〇円
四月	一〇四〇円
五月	一〇五〇円
六月	一〇六〇円
七月	一〇七〇円
八月	一〇八〇円
九月	一〇九〇円
十月	一〇一〇円
一一月	一〇二〇円
一二月	一〇三〇円
一月	一〇四〇円
二月	一〇五〇円
三月	一〇六〇円
四月	一〇七〇円
五月	一〇八〇円
六月	一〇九〇円
七月	一〇一〇円
八月	一〇二〇円
九月	一〇三〇円
十月	一〇四〇円
一一月	一〇五〇円
一二月	一〇六〇円
一月	一〇七〇円
二月	一〇八〇円
三月	一〇九〇円
四月	一〇一〇円
五月	一〇二〇円
六月	一〇三〇円
七月	一〇四〇円
八月	一〇五〇円
九月	一〇六〇円
十月	一〇七〇円
一一月	一〇八〇円
一二月	一〇九〇円
一月	一〇一〇円
二月	一〇二〇円
三月	一〇三〇円
四月	一〇四〇円
五月	一〇五〇円
六月	一〇六〇円
七月	一〇七〇円
八月	一〇八〇円
九月	一〇九〇円
十月	一〇一〇円
一一月	一〇二〇円
一二月	一〇三〇円
一月	一〇四〇円
二月	一〇五〇円
三月	一〇六〇円
四月	一〇七〇円
五月	一〇八〇円
六月	一〇九〇円
七月	一〇一〇円
八月	一〇二〇円
九月	一〇三〇円
十月	一〇四〇円
一一月	一〇五〇円
一二月	一〇六〇円
一月	一〇七〇円
二月	一〇八〇円
三月	一〇九〇円
四月	一〇一〇円
五月	一〇二〇円
六月	一〇三〇円
七月	一〇四〇円
八月	一〇五〇円
九月	一〇六〇円
十月	一〇七〇円
一一月	一〇八〇円
一二月	一〇九〇円
一月	一〇一〇円
二月	一〇二〇円
三月	一〇三〇円
四月	一〇四〇円
五月	一〇五〇円
六月	一〇六〇円
七月	一〇七〇円
八月	一〇八〇円
九月	一〇九〇円
十月	一〇一〇円
一一月	一〇二〇円
一二月	一〇三〇円
一月	一〇四〇円
二月	一〇五〇円
三月	一〇六〇円
四月	一〇七〇円
五月	一〇八〇円
六月	一〇九〇円
七月	一〇一〇円
八月	一〇二〇円
九月	一〇三〇円
十月	一〇四〇円
一一月	一〇五〇円
一二月	一〇六〇円
一月	一〇七〇円
二月	一〇八〇円
三月	一〇九〇円
四月	一〇一〇円
五月	一〇二〇円
六月	一〇三〇円
七月	一〇四〇円
八月	一〇五〇円
九月	一〇六〇円
十月	一〇七〇円
一一月	一〇八〇円
一二月	一〇九〇円
一月	一〇一〇円
二月	一〇二〇円
三月	一〇三〇円
四月	一〇四〇円
五月	一〇五〇円
六月	一〇六〇円
七月	一〇七〇円
八月	一〇八〇円
九月	一〇九〇円
十月	一〇一〇円
一一月	一〇二〇円
一二月	一〇三〇円
一月	一〇四〇円
二月	一〇五〇円
三月	一〇六〇円
四月	一〇七〇円
五月	一〇八〇円
六月	一〇九〇円
七月	一〇一〇円
八月	一〇二〇円
九月	一〇三〇円
十月	一〇四〇円
一一月	一〇五〇円
一二月	一〇六〇円
一月	一〇七〇円
二月	一〇八〇円
三月	一〇九〇円
四月	一〇一〇円
五月	一〇二〇円
六月	一〇三〇円
七月	一〇四〇円
八月	一〇五〇円
九月	一〇六〇円
十月	一〇七〇円
一一月	一〇八〇円
一二月	一〇九〇円
一月	一〇一〇円
二月	一〇二〇円
三月	一〇三〇円
四月	一〇四〇円
五月	一〇五〇円
六月	一〇六〇円
七月	一〇七〇円
八月	一〇八〇円
九月	一〇九〇円
十月	一〇一〇円
一一月	一〇二〇円
一二月	一〇三〇円
一月	一〇四〇円
二月	一〇五〇円
三月	一〇六〇円
四月	一〇七〇円
五月	一〇八〇円
六月	一〇九〇円
七月	一〇一〇円
八月	一〇二〇円
九月	一〇三〇円
十月	一〇四〇円
一一月	一〇五〇円
一二月	一〇六〇円
一月	一〇七〇円
二月	一〇八〇円
三月	一〇九〇円
四月	一〇一〇円
五月	一〇二〇円
六月	一〇三〇円
七月	一〇四〇円
八月	一〇五〇円
九月	一〇六〇円
十月	一〇七〇円
一一月	一〇八〇円
一二月	一〇九〇円
一月	一〇一〇円
二月	一〇二〇円
三月	一〇三〇円
四月	一〇四〇円
五月	一〇五〇円
六月	一〇六〇円
七月	一〇七〇円
八月	一〇八〇円
九月	一〇九〇円
十月	一〇一〇円
一一月	一〇二〇円
一二月	一〇三〇円
一月	一〇四〇円
二月	一〇五〇円
三月	一〇六〇円
四月	一〇七〇円
五月	一〇八〇円
六月	一〇九〇円
七月	一〇一〇円
八月	一〇二〇円
九	

官報(号外)

昭和三十四年四月一日 衆議院会議録第三十四号 中小企業退職金共済法案外一案

五月	10,500円	五,200円
六月	10,700円	五,500円
七月	11,100円	五,800円
八月	11,400円	五,700円
九月	11,800円	五,600円
十月	12,200円	五,500円
十一月	12,700円	五,400円
一二月	13,200円	五,300円
一月	13,700円	五,200円
二月	14,200円	五,100円
三月	14,700円	五,00円
四月	15,200円	四,900円
五月	15,700円	四,800円
六月	16,200円	四,700円
七月	16,700円	四,600円
八月	17,200円	四,500円
九月	17,700円	四,400円
十月	18,200円	四,300円
十一月	18,700円	四,200円
一二月	19,200円	四,100円
一月	19,700円	四,00円
二月	20,200円	三,900円
三月	20,700円	三,800円
四月	21,200円	三,700円
五月	21,700円	三,600円
六月	22,200円	三,500円
七月	22,700円	三,400円
八月	23,200円	三,300円
九月	23,700円	三,200円
十月	24,200円	三,100円
十一月	24,700円	三,00円
一二月	25,200円	二,900円
一月	25,700円	二,800円
二月	26,200円	二,700円
三月	26,700円	二,600円
四月	27,200円	二,500円
五月	27,700円	二,400円
六月	28,200円	二,300円
七月	28,700円	二,200円
八月	29,200円	二,100円
九月	29,700円	二,00円
十月	30,200円	一,900円
十一月	30,700円	一,800円
一二月	31,200円	一,700円
一月	31,700円	一,600円
二月	32,200円	一,500円
三月	32,700円	一,400円
四月	33,200円	一,300円
五月	33,700円	一,200円
六月	34,200円	一,100円
七月	34,700円	一,00円
八月	35,200円	一,900円
九月	35,700円	一,800円
十月	36,200円	一,700円
十一月	36,700円	一,600円
一二月	37,200円	一,500円
一月	37,700円	一,400円
二月	38,200円	一,300円
三月	38,700円	一,200円
四月	39,200円	一,100円
五月	39,700円	一,00円
六月	40,200円	一,900円
七月	40,700円	一,800円
八月	41,200円	一,700円
九月	41,700円	一,600円
十月	42,200円	一,500円
十一月	42,700円	一,400円
一二月	43,200円	一,300円
一月	43,700円	一,200円
二月	44,200円	一,100円
三月	44,700円	一,00円
四月	45,200円	一,900円
五月	45,700円	一,800円
六月	46,200円	一,700円
七月	46,700円	一,600円
八月	47,200円	一,500円
九月	47,700円	一,400円
十月	48,200円	一,300円
十一月	48,700円	一,200円
一二月	49,200円	一,100円
一月	49,700円	一,00円
二月	50,200円	一,900円
三月	50,700円	一,800円
四月	51,200円	一,700円
五月	51,700円	一,600円
六月	52,200円	一,500円
七月	52,700円	一,400円
八月	53,200円	一,300円
九月	53,700円	一,200円
十月	54,200円	一,100円
十一月	54,700円	一,00円
一二月	55,200円	一,900円
一月	55,700円	一,800円
二月	56,200円	一,700円
三月	56,700円	一,600円
四月	57,200円	一,500円
五月	57,700円	一,400円
六月	58,200円	一,300円
七月	58,700円	一,200円
八月	59,200円	一,100円
九月	59,700円	一,00円
十月	60,200円	一,900円
十一月	60,700円	一,800円
一二月	61,200円	一,700円
一月	61,700円	一,600円
二月	62,200円	一,500円
三月	62,700円	一,400円
四月	63,200円	一,300円
五月	63,700円	一,200円
六月	64,200円	一,100円
七月	64,700円	一,00円
八月	65,200円	一,900円
九月	65,700円	一,800円
十月	66,200円	一,700円
十一月	66,700円	一,600円
一二月	67,200円	一,500円
一月	67,700円	一,400円
二月	68,200円	一,300円
三月	68,700円	一,200円
四月	69,200円	一,100円
五月	69,700円	一,00円
六月	70,200円	一,900円
七月	70,700円	一,800円
八月	71,200円	一,700円
九月	71,700円	一,600円
十月	72,200円	一,500円
十一月	72,700円	一,400円
一二月	73,200円	一,300円
一月	73,700円	一,200円
二月	74,200円	一,100円
三月	74,700円	一,00円
四月	75,200円	一,900円
五月	75,700円	一,800円
六月	76,200円	一,700円
七月	76,700円	一,600円
八月	77,200円	一,500円
九月	77,700円	一,400円
十月	78,200円	一,300円
十一月	78,700円	一,200円
一二月	79,200円	一,100円
一月	79,700円	一,00円
二月	80,200円	一,900円
三月	80,700円	一,800円
四月	81,200円	一,700円
五月	81,700円	一,600円
六月	82,200円	一,500円
七月	82,700円	一,400円
八月	83,200円	一,300円
九月	83,700円	一,200円
十月	84,200円	一,100円
十一月	84,700円	一,00円
一二月	85,200円	一,900円
一月	85,700円	一,800円
二月	86,200円	一,700円
三月	86,700円	一,600円
四月	87,200円	一,500円
五月	87,700円	一,400円
六月	88,200円	一,300円
七月	88,700円	一,200円
八月	89,200円	一,100円
九月	89,700円	一,00円
十月	90,200円	一,900円
十一月	90,700円	一,800円
一二月	91,200円	一,700円
一月	91,700円	一,600円
二月	92,200円	一,500円
三月	92,700円	一,400円
四月	93,200円	一,300円
五月	93,700円	一,200円
六月	94,200円	一,100円
七月	94,700円	一,00円
八月	95,200円	一,900円
九月	95,700円	一,800円
十月	96,200円	一,700円
十一月	96,700円	一,600円
一二月	97,200円	一,500円
一月	97,700円	一,400円
二月	98,200円	一,300円
三月	98,700円	一,200円
四月	99,200円	一,100円
五月	99,700円	一,00円
六月	100,200円	一,900円
七月	100,700円	一,800円
八月	101,200円	一,700円
九月	101,700円	一,600円
十月	102,200円	一,500円
十一月	102,700円	一,400円
一二月	103,200円	一,300円
一月	103,700円	一,200円
二月	104,200円	一,100円
三月	104,700円	一,00円
四月	105,200円	一,900円
五月	105,700円	一,800円
六月	106,200円	一,700円
七月	106,700円	一,600円
八月	107,200円	一,500円
九月	107,700円	一,400円
十月	108,200円	一,300円
十一月	108,700円	一,200円
一二月	109,200円	一,100円
一月	109,700円	一,00円
二月	110,200円	一,900円
三月	110,700円	一,800円
四月	111,200円	一,700円
五月	111,700円	一,600円
六月	112,200円	一,500円
七月	112,700円	一,400円
八月	113,200円	一,300円
九月	113,700円	一,200円
十月	114,200円	一,100円
十一月	114,700円	一,00円
一二月	115,200円	一,900円
一月	115,700円	一,800円
二月	116,200円	一,700円
三月	116,700円	一,600円
四月	117,200円	一,500円
五月	117,700円	一,400円
六月	118,200円	一,300円
七月	118,700円	一,200円
八月	119,200円	一,100円
九月	119,700円	一,00円
十月	120,200円	一,900円
十一月	120,700円	一,800円
一二月	121,200円	一,700円
一月	121,700円	一,600円
二月	122,200円	一,500円
三月	122,700円	一,400円
四月	123,200円	一,300円
五月	123,700円	一,200円
六月	124,200円	一,100円
七月	124,700円	一,00円
八月	125,200円	一,900円
九月	125,700円	一,800円
十月	126,200円	一,700円
十一月	126,700円	一,600円
一二月	127,200円	一,500円
一月	127,700円	一,400円
二月	128,200円	一,300円
三月	128,700円	一,200円
四月	129,200円	一,100円
五月	129,700円	一,00円
六月	130,200円	一,900円
七月	130,700円	一,800円
八月	131,200円	一,700円
九月	131,700円	一,600円
十月	132,200円	一,500円
十一月	132,700円	一,400円
一二月	133,200円	一,300円
一月	133,700円	一,200円
二月	134,200円	一,100円
三月	134,700円	一,00円
四月	135,200円	一,900円
五月	135,700円	一,800円
六月	136,200円	一,700円
七月	136,700円	一,600円
八月	137,200円	一,500円
九月	137,700円	一,400円
十月	138,200円	一,300円
十一月	138,700円	一,200円
一二月	139,200円	一,100円
一月	139,700円	一,00円
二月	140,200円	一,900円
三月	140,700円	一,800円
四月	141,200円	一,700円
五月	141,700円	一,600円
六月	142,200円	一,500円
七月	142,700円	一,400円
八月	143,200円	一,300円
九月	143,700円	一,200円
十月	144,200円	一,100円
十一月	144,700円	一,00円
一二月	145,200円	一,900円
一月	145,700円	一,800円
二月	146,200円	一,700円
三月	146,700円	一,600円
四月	147,200円	一,500円
五月	147,700円	一,400円
六月	148,200円	一,300円
七月	148,700円	一,200円
八月	149,200円	一,100円
九月	149,700円	一,00円
十月	150,200円	一,900円
十一月	150,700円	一,800円
一二月	151,200円	一,700円
一月	151,700円	一,600円
二月	152,200円	一,500円
三月	152,700円	一,400円
四月	153,200円	一,300円
五月	153,700円	一,200円
六月	154,200円	一,100円
七月	154,700円	一,00円
八月	155,200円	一,900円
九月	155,700円	一,800円
十月	156,200円	一,700円
十一月	156,700円	一,600円
一二月	157,200円	一,500円
一月	157,700円	一,400円
二月	158,200円	一,300円
三月	158,700円	一,200円
四月	159,200円	一,100円
五月	159,700円	一,00円
六月	160,200円	一,900円
七月	160,700円	一,800円
八月	161,200円	一,700円
九月	161,700円	一,600円
十月	162,200円	一,500円
十一月	162,700円	一,400円
一二月	163,200円	一,300円
一月	163,700円	一,200円
二月	164,200円	一,100円
三月	164,700円	一,00円
四月	165,200円	一,900円
五月	165,700円	一,800円
六月	166,200円	一,700円
七月	166,700円	一,600円
八月	167,200円	一

一八一月	七九、三〇円	三五、六〇円
一八二月	七九、三〇円	三五、六〇円
一八三月	八〇、六〇円	三六、五〇円
一八四月	八一、三〇円	三六、六〇円
一八五月	八一、三〇円	三六、九〇円
一八六月	八二、七〇円	三七、一〇円
一八七月	八三、四〇円	三七、零〇円
一八八月	八四、一〇円	三七、八〇円
一八九月	八四、七〇円	三八、一〇円
一九〇月	八五、四〇円	三八、四〇円
一九一月	八六、一〇円	三八、七〇円
一九二月	八六、八〇円	三九、〇〇円
一九三月	八七、五〇円	三九、三〇円
一九四月	八八、三〇円	三九、七〇円
一九五月	八八、三〇円	四〇、〇〇円
一九六月	八九、六〇円	四〇、三〇円
一九七月	九〇、三〇円	四〇、六〇円
一九八月	九一、〇〇円	四〇、九〇円
一九九月	九一、七〇円	四一、三〇円
一九〇〇月	九二、四〇円	四一、六〇円
一九〇一月	九三、一〇円	四一、九〇円
一九〇二月	九三、九〇円	四二、二〇円
一九〇三月	九四、六〇円	四二、五〇円
一九〇四月	九五、三〇円	四二、九〇円
一九〇五月	九六、一〇円	四三、二〇円
一九〇六月	九六、九〇円	四三、五〇円

官 報 (号 外)

別表第二

八一〇円	八月
九二〇円	九月
一、〇二〇円	一〇月
一、一三〇円	一一月
一、二三〇円	一二月
一、三四〇円	一三月
一、二三〇円	一二月
一、四五〇円	一四月
一、五五〇円	一五月
一、六六〇円	一六月
一、七七〇円	一七月
一、八八〇円	一八月
一、九九〇円	一九月
二、一〇〇円	二〇月
二、二一〇円	二一月
二、三三一〇円	二二月
二、四三〇円	二三月
二、五四〇円	二四月
二、六五〇円	二五月
二、七六〇円	二六月
二、八八〇円	二七月
二、九九〇円	二八月
三、一〇円	二九月
三、三一〇円	三〇月
三、三四〇円	三一月
三、四五〇円	三二月

三、五七〇円	三、六九〇円	三、八一〇円	三、九二〇円	四、〇四〇円	四、一六〇円	四、二八〇円	四、四〇〇円	四、五三〇円	四、六五〇円	四、七七〇円	四、八九〇円	五、〇二〇円	五、一四〇円	五、二七〇円	五、三九〇円	五、五二〇円	五、六五〇円	五、七七〇円	五、九〇〇円	六、〇三〇円	六、一六〇円	六、二九〇円	六、四二〇円	六、五五〇円
三月	三四月	三五月	三六月	三七月	三八月	三九月	四〇月	四一月	四二月	四三月	四四月	四五月	四六月	四七月	四八月	四九月	五一月	五二月	五三月	五四月	五六月	五七月		

中小企業の従業員の福祉の増進と
中小企業の振興に資するため、中小
企業退職金共済制度を創設すること
とし、これに關し必要な事項を定め
るとともに、その運営にあたる中小

企業退職金制度事業団について
織、財務その他所要の事項を定める
必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

中小企業退職金共済法案に対する 修正案

中小企業退職金共済法案の一部を

次のように修正する。

目次中「第六十五条」を「第六十七

「第六十六条—第六十九条」

卷「第六十八條—第七十一條」之四

卷之三

二〇

第三条中第三項を第四項とし、第

一項の次に次の一項を加える。

卷之三

中小企業者は、次の各事に

る者を除き、すべての従業員につ

七月	10,400円	九月	10,100円
八月	10,700円	十月	9,700円
九月	10,400円	十一月	9,500円
十月	10,500円	十二月	9,500円
十一月	10,500円		

一五五月	五八、三〇円	一六、四〇円
一五六月	五九、四〇円	一六、四〇円
一五七月	六〇、四〇円	一六、四〇円
一八八月	六〇、六〇円	一六、四〇円
一五九月	六一、三〇円	一六、四〇円
一六十月	六一、九〇円	一六、四〇円
一六十一月	六二、五〇円	一六、一〇円
一六十二月	六三、一〇円	一六、一〇円
一六三月	六三、七〇円	一六、七〇円
一六四月	六四、四〇円	一六、九〇円
一六五月	六五、〇〇円	一六、三〇円
一六六月	六五、六〇円	一六、五〇円
一六七月	六六、二〇円	一五、八〇円
一六八月	六六、八〇円	一六、一〇円
一六九月	六七、四〇円	一六、四〇円
一七〇月	六八、一〇円	一六、一〇円
一七一月	六八、七〇円	一六、七〇円
一七二月	六九、三〇円	一六、三〇円
一七三月	六九、九〇円	一六、九〇円
一七四月	七〇、五〇円	一七、七〇円
一七五月	七一、一〇円	一七、一〇円
一七六月	七一、七〇円	一七、七〇円
一七八月	七二、三〇円	一七、三〇円
一七九月	七三、九〇円	一七、九〇円
一八〇月	七四、五〇円	一八、五〇円

一八一月	七五,〇四〇円	七五,〇四〇円
一八二月	七六,九〇〇円	七六,九〇〇円
一八三月	七六,二九〇円	七六,二九〇円
一八四月	七六,九〇〇円	七六,九〇〇円
一八五月	七七,四〇〇円	七七,四〇〇円
一八六月	七六,一六〇円	七六,一六〇円
一八七月	七六,八〇〇円	七六,八〇〇円
一八八月	七五,四〇〇円	七五,四〇〇円
一八九月	八〇,一〇〇円	八〇,一〇〇円
一九〇月	八〇,四〇〇円	八〇,四〇〇円
一九一月	八一,三〇〇円	八一,三〇〇円
一九二月	八一,〇〇〇円	八一,〇〇〇円
一九三月	八二,六〇〇円	八二,六〇〇円
一九四月	八三,三〇〇円	八三,三〇〇円
一九五月	八三,〇〇〇円	八三,〇〇〇円
一九六月	八三,四〇〇円	八三,一〇〇円
一九七月	八五,三〇〇円	八六,四〇〇円
一九八月	八六,〇〇〇円	八六,七〇〇円
一九九月	八六,七〇〇円	八七,〇〇〇円
一九〇月	八七,四〇〇円	八七,三〇〇円
一九一月	八八,〇〇〇円	八八,六〇〇円
一九二月	八九,四〇〇円	四〇,三〇〇円
一九三月	九〇,一〇〇円	四〇,五〇〇円
一九四月	九一,八〇〇円	四〇,八〇〇円
一九五月	九三,五〇〇円	四一,一〇〇円
一九六月	九五,二〇〇円	四一,四〇〇円

一〇七月	九三、二四〇円	四一、五〇円
一〇八月	九二、六〇円	四一、二〇円
一〇九月	九三、六九〇円	四一、一六〇円
一〇十月	九四、四〇円	四一、四八〇円
一一一月	九五、一〇円	四一、六〇円
一一二月	九五、八〇円	四三、一〇〇円
一一三月	九六、五〇円	四三、四六〇円
一一四月	九七、一〇円	四三、七〇円
一一五月	九八、〇〇円	四三、一〇円
一一六月	九九、七八〇円	四四、四五〇円
一一七月	九九、五〇円	四四、七八〇円
一一八月	一〇〇、七〇〇円	四五、一〇〇円
一一九月	一〇一、〇〇円	四五、四五〇円
一一十月	一〇一、四〇円	四五、七九〇円
一一十一月	一〇一、九〇円	四五、一〇〇円
一一十二月	一〇二、〇〇円	四五、八〇〇円
一二一月	一〇二、七〇円	四五、一九〇円
一二二月	一〇三、一〇円	四五、二〇〇円
一二三月	一〇三、四〇円	四五、二一〇円
一二四月	一〇三、七〇円	四五、二二〇円
一二五月	一〇四、〇〇円	四五、二三〇円
一二六月	一〇四、三〇円	四五、二四〇円
一二七月	一〇四、六〇円	四五、二五〇円
一二八月	一〇四、九〇円	四五、二六〇円
一二九月	一〇五、二〇円	四五、二七〇円
一二十月	一〇五、五〇円	四五、二八〇円
一二一月	一〇五、八〇円	四五、二九〇円
一二二月	一〇六、一〇円	四五、三〇〇円
一二三月	一〇六、四〇円	四五、三一〇円
一二四月	一〇六、七〇円	四五、三二〇円
一二五月	一〇七、〇〇円	四五、三三〇円
一二六月	一〇七、三〇円	四五、三四〇円
一二七月	一〇七、六〇円	四五、三五〇円
一二八月	一〇八、〇〇円	四五、三六〇円
一二九月	一〇八、三〇円	四五、三七〇円
一二十月	一〇八、六〇円	四五、三八〇円
一二一月	一〇九、一〇円	四五、三九〇円
一二二月	一〇九、四〇円	四五、四〇〇円

二月	二月二十日	五〇、五〇円
三月	三月二十日	五〇、五〇円
四月	四月二十日	五〇、五〇円
五月	五月二十日	五〇、五〇円
六月	六月二十日	五〇、五〇円
七月	七月二十日	五〇、五〇円
八月	八月二十日	五〇、五〇円
九月	九月二十日	五〇、五〇円
十月	十月二十日	五〇、五〇円
十一月	十一月二十日	五〇、五〇円
十二月	十二月二十日	五〇、五〇円

二五九月	五百四十円	五百四十円
二六〇月	五百六十円	五百六十円
二六一月	五百二十円	五百二十円
二六二月	五百四十円	五百四十円
二六三月	五百四十円	五百四十円
二六四月	五百六十円	五百六十円
二六五月	五百六十円	五百六十円
二六六月	五百六十円	五百六十円
二六七月	五百六十円	五百六十円
二六八月	五百六十円	五百六十円
二六九月	五百六十円	五百六十円
二七〇月	五百六十円	五百六十円
二七一月	五百六十円	五百六十円
二七二月	五百六十円	五百六十円
二七三月	五百六十円	五百六十円
二七四月	五百六十円	五百六十円
二七五月	五百六十円	五百六十円
二七六月	五百六十円	五百六十円
二七七月	五百六十円	五百六十円
二七八月	五百六十円	五百六十円
二七九月	五百六十円	五百六十円
二八〇月	五百六十円	五百六十円
二八一月	五百六十円	五百六十円
二八二月	五百六十円	五百六十円
二八三月	五百六十円	五百六十円
二八四月	五百六十円	五百六十円

三六四月	三五三一〇円	一五七〇円
三五月	一六〇九〇円	一六〇八〇円
三六六月	一六一七〇円	一五四〇円
三六七月	一六一九〇円	一五八〇円
三六八月	一六二一〇円	一五七〇円
三七八月	一五五五〇円	一五九〇円
三七八九月	一五五八〇円	一五九〇円
三八一月	一五五九〇円	一五九〇円
三八二月	一五五九〇円	一五九〇円
三八三月	一五八八〇円	一五九〇円
三八四月	一五九〇円	一五九〇円
三八五月	一五九一〇円	一五九〇円
三八六月	一五九一〇円	一五九〇円
三八七月	一五九一〇円	一五九〇円
三八八月	一五九一〇円	一五九〇円

官 報 (号 外)

四六七月	四六二一〇円
四六八月	四六三一〇円
四六九月	四六六一〇円
四七〇月	四六八一〇円
四七一月	四七一一〇円
四七二月	四七三一〇円
四七三月	四七六一〇円
四七四月	四七八一〇円
四七五月	四八一四〇円
四七六月	四八四〇〇円
四七七月	四八六六〇円
四七八月	四八九三〇円
四七九月	四九一九〇円
四八〇月	四九四六〇円
四八一月	四九七一〇円
四八二月	四九九五〇円
四八三月	五〇二六〇円
四八四月	五〇五五〇円
四八五月	五〇八〇〇円
四八六月	五一二六〇円
四八七月	五三五四〇円
四八八月	五六三〇〇円
四八九月	五八〇〇〇円
四九〇月	五九〇〇〇円
四九一月	五九六五〇円
四九二月	五七七四〇円

五〇月	六二〇圓	三五四〇円	二七三九〇円	二二八〇円	五一月
五一月	六三〇圓	三六四〇円	二七六八〇円	二二九〇円	五二月
五二月	六四〇圓	三七〇円	二八三〇円	二三〇円	五三月
五三月	六五〇圓	三七九八〇円	二八五〇円	二三一〇円	五四月
五四月	六六〇圓	三八〇円	二九二〇円	二三二〇円	五月
五月	六七〇圓	三八〇円	二九三九〇円	二三三〇円	五〇月
五〇月	六八〇圓	三八〇円	二九五〇円	二三四〇円	五九月
五九月	六九〇圓	三八〇円	二九六〇円	二三五〇円	五〇月
五〇月	七〇〇圓	三八〇円	二九七〇円	二三六〇円	五九月
五九月	七一〇圓	三八〇円	二九八〇円	二三七〇円	五〇月
五〇月	七二〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三八〇円	五九月
五九月	七三〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五〇月
五〇月	七四〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五九月
五九月	七五〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五〇月
五〇月	七六〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五九月
五九月	七七〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五〇月
五〇月	七八〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五九月
五九月	七九〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五〇月
五〇月	八〇〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五九月
五九月	八一〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五〇月
五〇月	八二〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五九月
五九月	八三〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五〇月
五〇月	八四〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五九月
五九月	八五〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五〇月
五〇月	八六〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五九月
五九月	八七〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五〇月
五〇月	八八〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五九月
五九月	八九〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五〇月
五〇月	九〇〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五九月
五九月	九一〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五〇月
五〇月	九二〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五九月
五九月	九三〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五〇月
五〇月	九四〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五九月
五九月	九五〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五〇月
五〇月	九六〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五九月
五九月	九七〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五〇月
五〇月	九八〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五九月
五九月	九九〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五〇月
五〇月	一〇〇〇圓	三八〇円	二九九〇円	二三九〇円	五九月

〔報告書は会議録追録に掲載〕

に関する事項を定めなければなら
ない。

消費生活協同組合法の一部を改正
する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十四年三月十九日

内閣総理大臣 岸 信介

消費生活協同組合法の一部を改
正する法律

官報(号外)

消費生活協同組合法の一部を改
正する法律 (昭和二十三
年法律第二百号) の一部を次のよう
に改正する。

第二十六条の二の次に次の二条を
(共済事業規約)

第二十六条の三 組合は、第十条第
一項第四号の事業のうち、組合員
から共済掛金の支払を受け、共済
事故の発生に際し、共済金を交付
する事業 (以下「共済事業」とい
う。)を行おうとするときは、規約
で、共済事業の種類ごとに、その
実施方法、共済契約並びに共済掛
金及び責任準備金の額の算出方法

第四十三条第四項中「前項」を「前
二項」に改め、同項を同条第五項と
し、同条第三項の次に次の二条を加
える。

4 第二十六条の三に規定する規約
の設定、変更又は廃止は、当該行
政令の認可を受けなければ、その
効力を生じない。ただし、共済契
約者一人につき共済金額の総額が
五万円をこえないことを定める規
約の設定、変更 (変更の前後を通
じ当該規約がこの要件に該当する
ものに限る。) 又は廃止について
は、この限りでない。

第五十条の次に次の二条を加え
(理由)

第二十六条の三 組合は、第十条第
一項第四号の事業のうち、組合員
から共済掛金の支払を受け、共済
事故の発生に際し、共済金を交付
する。

第五十条の次に次の二条を加え
(責任準備金)

第五十条の二 共済事業を行う組合
は、毎事業年度末において、その
事業の種類ごとに、厚生省令の定
めるところにより、責任準備金を
積み立てなければならない。

第五十三条の二中「前二条」を「前
四条」に改める。

第九十七条第一項中「又は特別市」
及び「又は特別市の市長」を削り、同
条第二項中「又は特別市の市長」を
削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
(施行期日)

2 この法律の施行の際に消費生
活協同組合又は消費生活協同組合
連合会が行つてゐる共済事業に關
しては、この法律の施行の日から
起算して一年間は、この法律によ
る改正後の第二十六条の二の規定
を適用しない。

3 この法律は、公布の日から施行
(経過規定)

○大坪保雄君 ただいま議題となりました中小企業退職金共済法案並びに消
費生活協同組合法の一部を改正する法
律案につきまして、社会労働委員会に
おける審査の経過並びに結果を御報告
申し上げます。

まず、中小企業退職金共済法案につ
いて申し上げます。

今日、中小企業の従業員は、大企業
に比べて恵まれない条件に置かれてお
り、退職金制度について見ましても、
大企業においては、すでに内容の充実
した制度が普及しているのに対し、中
小、零細企業においては、制度そのも
のすらない事業所が非常に多い実情で
あります。従つて、ここ二、三年来、
全国各地において、個々の企業では
実施困難なために、多くの企業が力を
合せ、その相互扶助の精神に基いて、

いわゆる共同退職金積立制度を実施す
る努力が払われてゐるような趨勢にあ
ります。本法案は、このような中小企
業の条件を改善し、その従業員の福祉

の増進と雇用の安定をはかり、ひいて
第四に、この制度の実施主体とし

企業退職金共済制度を創設することと
し、これに関し必要な事項を定めるも
のであります。

以下、その内容を簡単に御説明申
します。第一に、常時雇用する従
業員のための事業団と退職金共済契約
を締結することができる」としたの
であります。第二に、退職金共済契約の締結
については任意といたしております。
第三に、掛金は、共済契約者、すな
わち事業主の負担とし、掛金月額は被
共済者一人につき二百円以上千円以下
としており、給付は退職金及び解約手
当金とし、その支給額は、十二カ月未
満のものを除き、掛金納付月数に応
じ、法律で定めることとしております。

第三に、国は、掛金納付月数が八十
四カ月以上である被共済者にかかる退
職金について、一定の国庫補助を行
うこととしております。

第四に、この制度の実施主体とし
て、中小企業退職金共済事業団を設置

〔報告書は会議録追録に掲載〕

することとして、事業団の余裕金は資金運用部に預託し運用する等のほか、できるだけ中小企業者の事業資金に融通されるように配慮されなければならないことといたしております。

本案は、去る二月三日本委員会に付託され、三月四日倉石労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重なる審議を行い、また、三月十九日は一橋大学教授者妻光俊君外二名の参考人より意見を聴取したのであります。それらの詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、昨三月三十一日の委員会において質疑を終了しましたところ、大坪委員より、自由民主党、日本社会党共同提案にかかる修正案が提出されました。

そのおもなる要旨は、第一は、退職金共済契約の締結については、個人別任意加入を任意包拵加入に改め、この場合において、従業員の意見を聞かなければならぬこととすること、第二は、掛金納付月数の通算の条件を緩和すること、第三は、この法律の改正及び施行に関する重要な事項につき、諮問

機関として労働省に中小企業退職金共済審議会を設置すること、第四は、退職金に対する国庫補助について、掛金納付月数七年以上を五年以上に改めることが、第五は、その他、本制度の内容を充実させるため、所要の修正を加えること等であります。

次いで、討論を行わないで、修正案並びに修正部分を除く原案について順次採決を行いましたところ、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと議決した次第であります。

次に、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。改正する法律案について申し上げましたところ、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(加藤謙五郎君) 両案を一括して採決いたします。日程第一の委員長の報告は修正、第三の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

一、昨三月三十一日参議院議長から、法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨三月三十一日参議院議長から、法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨三月三十一日参議院議長から、法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨三月三十一日参議院議長から、法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨三月三十一日参議院議長から、法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

することとして、事業団の余裕金は資金

機関として労働省に中小企業退職金共

濟審議会を設置すること、第四は、退

職金に対する国庫補助について、掛金

納付月数七年以上を五年以上に改める

こと、第五は、その他、本制度の内容

を充実させるため、所要の修正を加え

ること等であります。

本法案は、三月十九日本委員会に付

託せられ、同二十五日厚生大臣より提

出されたとあるものであります。

本法案は、三月十九日本委員会に付

託せられ、同二十五日厚生大臣より提

出政府委員

厚生大臣 安田 嶽君

労働政務次官 生田 宏一君

日本蚕桑事業団法

入場税法の一部を改正する法律

通商産業省設置法の一部を改正する

法律

も重要な責任準備金の積み立てを法定化いたとします。

本法案は、三月十九日本委員会に付

託せられ、同二十五日厚生大臣より提

出政府委員

厚生大臣 坂田 道太君

地方税法等の一部を改正する法律

地方交付税法の一部を改正する法

律

議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと

議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○朗読を省略した報告

(法律公布奏上及び通知)

一、昨三月三十一日次の法律の公布を

奏上し、その旨参議院に通知した。

社会福祉事業法の一部を改正する法

律

議長(加藤謙五郎君) 両案を一括して採決いたします。日程第一の委員長

の報告は修正、第三の委員長の報告は

可決であります。両案は委員長報告の

通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

一、昨三月三十一日参議院議長から、

法律の一部を改正する法律

書を受領した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部

の一部を改正する法律

税法等の施行に伴う関係法令の整

理に関する法律

一、昨三月三十一日参議院議長から、

法律の一部を改正する法律

税法等の施行に伴う関係法令の整

理に関する法律

一、昨三月三十一日参議院議長から、

蘭糸価格の安定に関する臨時措置法 の一部を改正する法律案	法人税法の一部を改正する法律案
日本郵船事業団法案	一、昨三月三十一日参議院から、本院 の回付した次の内閣提出案は、同院 において本院の修正に同意した旨の 通知書を受領した。
塩業整備臨時措置法案	特許法等の施行に伴う関係法令の整 理に関する法律案
地方税法等の一部を改正する法律 案	地方交付税法の一部を改正する法律 案
地方税法の一部を改正する法律 案	地方税法の一部を改正する法律案
消防組織法の一部を改正する法律 案	昭和三十四年度一般会計予算
昭和三十四年度政府関係機関予算	昭和三十四年度特別会計予算
通商産業省設置法の一部を改正する 法律案	昭和三十四年度政府関係機関予算
外務省設置法の一部を改正する法律 案	自治府設置法の一部を改正する法律 案
関税率法の一部を改正する法律の 一部を改正する法律案	外務省設置法の一部を改正する法律 案
租税特別措置法の一部を改正する法 律案	所渭税法の一部を改正する法律案

昭和三十四年四月一日 衆議院会議録第三十四号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円

(伍レ良質紙社二十円
郵局料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段西三一三三吉田原

八九八